

## **「第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」一旦停止についてのQ&A（よくあるお問い合わせ）（R3. 4. 23 更新）**

- Q1. キャンペーンの一但停止期間は、いつからですか？ . . . 2
- Q2. キャンペーンのリ再開は、いつからですか？ . . . 2
- Q3. キャンペーンを利用して4月21日（水）から3泊4日で宿泊する予定です。チェックインが21日（水）なので、宿泊券は、3泊分利用できますか？ . . . 2
- Q4. すでに予約していた宿泊は、どうなりますか？ . . . 2
- Q5. キャンペーンを利用した予約は、停止期間中でもできますか？ . . . 2
- Q6. キャンペーンを利用しない宿泊は可能ですか？ . . . 3
- Q7. キャンペーンを利用する予定の予約は、キャンペーンが一但停止されたことにより、自動的にキャンセルになりますか？ . . . 3
- Q8. キャンペーンが一但停止されたこと伴い、予約をキャンセルしたら、キャンセル料が発生しました。事務局で補填してもらえますか？ . . . 3
- Q9. キャンセル料還付の請求に添付する領収証として、ATMの振込利用明細書の添付でもいいですか？ . . . 4
- Q10. キャンセル料還付の請求に添付する領収証の代わりに、宿泊施設の請求書とATMの利用明細書等の添付でもいいですか？ . . . 4
- Q11. キャンセル料の還付請求書類に、県民であることを証明する公的証明書の添付が求められていますが、宿泊予定者全員の証明書を添付する必要がありますか？ . . . 4
- Q12. キャンペーンの一但停止により旅行を取りやめたら、宿泊施設のキャンセル料のほか、飛行機（船）のキャンセル料金もかかりました。飛行機（船）のキャンセル料も補填してもらえますか？ . . . 5
- Q13. キャンセル料還付請求書を事務局に送付する際、注意点はありますか？ . . . 5
- Q14. 提出した書類は、返却してもらえますか？ . . . 5

Q1. キャンペーンの一但停止期間は、いつからですか？

A1 キャンペーンの一但停止は、令和3年4月23日（金）の宿泊分からとなります。

Q2. キャンペーンの再開は、いつからですか？

A2 キャンペーンの再開時期は、現時点では未定です。感染状況が落ち着きましたら、速やかに再開することを予定しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q3. キャンペーンを利用して4月21日（水）から3泊4日で宿泊する予定です。チェックインが21日（水）なので、キャンペーンの割引は3泊分適用されますか？

A3 チェックイン日に関係なく、4月23日（金）以降の宿泊には、このキャンペーンの割引はご利用いただけません。  
この場合、キャンペーンの割引は、21日（水）、22日（木）の宿泊分には適用できますが、23日（金）の宿泊には、割引を適用できません。ご注意ください。

Q4. すでに予約していた宿泊は、どうなりますか？

A4 キャンペーンの一但停止に伴い、令和3年4月23日（金）以降の予約については、キャンペーンの割引利用はできません。  
※4月22日（木）までの宿泊は、すでに予約をしていたものであれば、キャンペーンの割引を利用いただけます。

Q5. キャンペーンを利用した予約は、停止期間中でもできますか？

A5 キャンペーンを利用した予約は、4月19日（月）21時以降、新規受付を停止しています。22日までの宿泊でも不可です。

Q6. キャンペーンを利用しない宿泊は可能ですか？

A6 4月20日時点においては、外出自粛まで求められておりませんので、キャンペーンを利用しない宿泊については、個人の判断により可能です。なお、旅行に際しては、コロナ感染防止対策の徹底をお願いします。

Q7. キャンペーンを利用する予定の予約は、キャンペーンが一旦停止されたことにより、自動的にキャンセルになりますか？

A7 自動的にキャンセルにはなりません。

本キャンペーンの一旦停止に伴い、宿泊予約をキャンセルされる場合は、お客様から宿泊施設へ連絡をお願いします。

また、宿泊時期やキャンセルのタイミングによっては、キャンセル料が発生する場合があります。宿泊施設のキャンセルポリシーに従って、キャンセル料のお支払いをお願いします。

Q8. キャンペーンが一旦停止されたことに伴い、予約をキャンセルしたら、キャンセル料が発生しました。事務局で補填してもらえますか？

A8 下記に該当する方については、キャンセル料を還付します。

- ①キャンペーンを利用する予定で、宿泊施設に予約をした方
- ②指定の期間内（令和3年4月19日（月）～4月30日（金））に、宿泊施設にキャンセル手続きを行い、5月18日（火）までに、キャンセル料を支払った方
- ③令和3年5月31日（月）までに、キャンセル料還付請求書に必要事項等を記入・貼付し、キャンペーン事務局に送付された方

※キャンペーンを利用する予定ではなかった方、キャンペーン適用除外となる方のキャンセル料は、補填の対象となりません。（県外在住者、県外在住者を含むグループ、4,000円未満（泊/人）等）

Q9. キャンセル料還付の請求に添付する領収証として、ATMの振込利用明細書の添付でもいいですか？

A9 ATMの利用明細書、銀行窓口等の振込みの控えのみでは、キャンセル料を支払ったことを証明する添付書類となりません。下記の内容を記載した領収証の発行を宿泊施設に依頼し、その原本を添付してください。

①キャンセル日、②宿泊予定日、③1人1泊あたりの宿泊料金、④宿泊予定泊数、⑤宿泊予定者数、⑥キャンセル料の割合（%）

※宿泊施設への振込手数料についても還付の対象としますので、キャンセル料と合わせて振込手数料の還付を希望される方は、領収書に合わせて、振込手数料がわかるATM利用明細書等の添付が必須となります。

Q10. キャンセル料還付の請求に添付する領収証の代わりに、宿泊施設の請求書とATMの利用明細書等の添付でもいいですか？

A10 下記の内容が記載された宿泊施設からの請求書原本と、請求日以降に請求額を振込したことがわかるATMの利用明細書等の添付があれば、宿泊施設が発行する領収書に代わるものとして認めています。

①予約日、②キャンセル日、③宿泊予定日、④1人1泊あたりの宿泊料金、⑤宿泊予定泊数、⑥宿泊予定者数、⑦キャンセル料の割合（%）

Q11. キャンセル料の還付請求書類に、県民であることを証明する公的証明書の添付が求められていますが、宿泊予定者全員の証明書を添付する必要がありますか。

A11 公的証明書の添付は、キャンセル料還付請求の申請者のみで結構です。ただし、様式4号②に、宿泊予定者全員の氏名、住所を記載してください。

Q12. キャンペーンの一但停止により旅行を取りやめたら、宿泊施設のキャンセル料のほか、飛行機(船)のキャンセル料金もかかりました。飛行機(船)のキャンセル料も補填してもらえますか？

A12 宿泊施設のキャンセル料以外の補填はいたしかねます。ご自身の負担となりますので、ご注意ください。

ただし、旅行商品の場合で、宿泊施設と飛行機等のセットプランであれば、旅行商品のキャンセル料として補填の対象となる場合があります。詳しくは、旅行商品を申し込んだ旅行会社へお尋ねください。

Q13. キャンセル料還付請求書を事務局に送付する際の注意点はありますか。

A13 郵送する際は、可能な限り、簡易書留等で送付してください。配達中に紛失した場合、県及び事務局はその責任は負いません。

また、郵送料は事務局で負担します。ただし、本人の提出書類の不備等により再提出が必要となった場合は、本人の負担となります。記載内容、提出物に不備がないか、よく確認して提出してください。

Q14. 提出した書類は、返却してもらえますか。

A14 提出した書類は、国の実績報告にかかる支出証拠書類として保管するため、お返しできません。